

## 令和3年度大気環境中のアスベスト濃度調査結果

県では、一般大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、令和3年6月と令和3年10月に県内2地点（佐賀市及び鳥栖市）<sup>(注1)</sup>で調査を実施しました。その結果は表のとおりであり、いずれも大気汚染防止法が定める敷地境界の基準（10本/L）<sup>(注2)</sup>を十分下回っていました。

| 調査地点                     | 調査期間              | 総繊維数濃度<br>(本/L) <sup>(注3)</sup>              |
|--------------------------|-------------------|--|
| 大気環境常時監視<br>佐賀局<br>(佐賀市) | 令和3年6月21日～6月23日   | ① 0.67 (0.52～0.83)<br>② 0.63 (0.49～0.73)     |
|                          | 令和3年10月18日～10月20日 | ① 0.65 (0.55～0.72)<br>② 0.52 (0.44～0.60)     |
| 大気環境常時監視<br>鳥栖局<br>(鳥栖市) | 令和3年6月21日～6月23日   | ① 0.24 (0.17～0.30)<br>② 0.22 (0.22～0.24)     |
|                          | 令和3年10月18日～10月20日 | ① 0.081 (0.057～0.16)<br>② 0.087 (0.056～0.11) |

(注1) 1地点あたり、数十メートル離れた2か所で測定を行っています。表中の濃度の欄の①②が、それぞれの濃度の結果になります。

(注2) 現在、大気中アスベスト濃度の環境基準が定められていないため、アスベスト取扱い施設の敷地境界に適用される基準と比較しています。

(注3) 環境省アスベストモニタリングマニュアル4.1版に準じて算出した総繊維数濃度です。採取空気1リットルあたりに含まれる、位相差顕微鏡で観察された全ての繊維状物質の濃度となっています。マニュアルでは、総繊維数濃度が1本/Lを超えると、電子顕微鏡でアスベスト繊維数濃度を詳しく調べることになっています。（空気中には、植物由来等、様々な種類の繊維状物質が浮遊しています。）

県民環境部 環境センター

〒849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

電話：0952-30-1616

ファックス：0952-32-5940

✉ [kankyousenta@pref.saga.lg.jp](mailto:kankyousenta@pref.saga.lg.jp)